

「ふくおかの魚フェア」の実施に係る業務委託仕様書

1 委託事業の目的

- ・ 県では、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」のスローガンのもと、食育・地産地消を県民運動として展開している。
- ・ この取り組みの一環として、平成25年度から「ふくおかの地魚応援の店」※（以下「応援の店」という。）認定制度を開始し、応援の店を通じて消費者へ県産水産物の美味しさを知ってもらうことで消費を拡大させる取り組みを実施中。
- ・ 平成30年度からは、応援の店の参加を募り、各店舗が同時期に県産水産物を使用した料理を消費者に提供する「ふくおかの魚フェア」を実施して、応援の店に県内外の消費者を積極的に呼び込む取り組みを実施。
- ・ 今回、主に国内外の観光客や首都圏在住者に向けて、県産水産物の消費拡大やPRのため、福岡県産水産物の魅力を引き出す地魚メニューを提供するフェアを実施するもの。

※ふくおかの地魚応援の店…県産水産物の消費拡大と漁業への理解促進を図ることを目的に、県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や販売店を「ふくおかの地魚応援の店」として認定。

2 委託業務の内容

- （１）委託事業名 「ふくおかの魚フェア」の実施に係る業務委託
- （２）委託期間 契約締結の日から令和８年３月31日（火）まで
- （３）委託業務内容

県産水産物の消費拡大やPRのため、下記①～③の業務を実施すること。各業務詳細は別紙「委託業務内容補足資料①～③」のとおり

- ①インバウンド向けフェアの開催
- ②豊築・有明地域フェアの開催
- ③首都圏フェアの開催

3 業務実施上の条件

- （１）業務遂行にあたり、福岡県（以下「県」という。）及び関係機関との連携を密にすること。
- （２）食材の供給に係る調整を受託者が実施する際には、本事業が生産者の所得向上に資するべく実施されていることを十分に考慮し、産地が不利益となる要求は厳に慎むこと。
- （３）業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- （４）業務上の成果品に係る著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- （５）委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むこと。

- (6) 事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と受託者で協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施すること。
- (7) 上記(6)における協議の開始や、調整内容は県の判断で実施すること。

4 県への報告等

(1) 年間業務報告書計画書

提出時期：令和8年3月31日（火）までに当該年度の年間業務報告書を提出するものとする。

提出方法：書面、及び電子データで行うものとする。

注意1：事業の進捗状況について県からの問合せがあった場合、県が指示するデータや書面を提出し、状況の報告を行うこと。

(2) 県への引継ぎ

事業を通じた人脈が県に引き継がれるよう、フェア開催店舗の連絡先など、必要な情報を一覧形式で令和8年3月31日（火）までに報告すること。

注意1：報告なく事業が実施された場合、本委託事業の成果と認めないことがある。

①インバウンド向けフェアの開催

1. 内容

- ・大規模イベントや伝統行事（五節句等）に合わせてフェアを開催し、コロナ禍後に増加しているインバウンド客を「応援の店」へ誘客し、県産水産物の消費拡大やPRを図る。
- ・フェア期間中は、開催店舗において県産水産物を使用したメニューを提供し、その内容を積極的に消費者にPR。

2. 時期

- ・下記のイベント等に合わせて、年3回開催すること。
 - ①「ツールド九州（10/10～10/13）および大相撲九州場所（11/9～11/23）」
 - ②「正月（1/1）および人日の節句（1/7）」
 - ③「上巳の節句（ひな祭り、3/3）」
- ・開催期間は、フェア1回につき約1～2カ月。

3. 開催店舗、店舗数

- ・開催店舗は、「応援の店」を対象に募集すること。
 - ※「応援の店」の店舗一覧は、県ホームページ「じざかなび福岡」を参照。
 - ※「応援の店」認定店以外からフェア参加店を募ることは妨げない。  じざかなび福岡のQRコード
 - その場合は、フェア開催までに当該店舗を「応援の店」へ申請させること。
- ・開催店舗では、県産水産物を使用し、各フェア時のイベントや伝統行事にゆかりのある日本食をイメージしたフェアメニューの作成、提供に努めること（フェア時に2つのイベント等がある場合は、両方をイメージする必要は無い）。
 - ※例 上巳の節句：ちらし寿司
- ・開催店舗数は、1回のフェアにつき20店舗以上とすること。
- ・なお、各フェア時の伝統行事等に関連のある地域の店舗も開催店舗に含めることとし、伝統行事等を体験した観光客も誘客すること（フェア全店舗を関連のある地域とする必要は無い）。
 - ※例 上巳の節句：ひな祭りイベント会場への来客者を、会場周辺の店舗へ誘客

4. 日本文化体験の開催

- ・各フェア時に、フェアメニュー注文者が日本文化を体験できる企画を開催すること
 - ※例 絵馬づくり体験
- ・日本文化の体験は、1回のフェアにつき1,000人以上が体験できる規模で企画すること。
 - ※例 絵馬づくり体験：10店舗×100枚を準備し、フェアメニュー注文者へ配布

5. PRの実施

- ・各フェア情報（期間や店舗、提供メニュー、写真等）の記事、および各フェア期間のイベントや伝統行事に関する特集記事を4か国語（日、英、中（繁体字）、韓）で作成すること。
- ・作成した記事は、ウェブサイトとSNSを活用して情報発信すること。
- ・SNSでは広告機能を活用し、滞在中のインバウンド客を積極的に誘客すること。
- ・「応援の店」の説明や、「ふくおかのお魚PRロゴマーク」※情報も併せてPRすること。



※ふくおかのお魚PRロゴマーク（県産水産物をPRするためのシンボルマーク）

6. フェア効果の把握

- ・来客者や、参加店舗へアンケート調査等を実施し、フェアの効果把握に努めること

②豊築・有明地域フェアの開催

1. 内容

- ・豊築地域、有明地域※でフェアを開催し、観光客を中心に「応援の店」へ誘客し、各地域の特産水産物のPR、及び消費拡大を図る。
- ・フェア期間中は、開催店舗において県産水産物を使用したメニューを提供し、その内容を積極的に消費者にPR。

※豊築地域：豊前市、吉富町、上毛町、築上町の4市町

有明地域：大牟田市、柳川市、みやま市の3市

2. フェアに使用する特産水産物

- ・豊築地域：ハモ
- ・有明地域：福岡有明のり

3. 時期

- ・各地域フェアの開催期間は、下記期間のうち約1～2カ月。
- ・豊築地域：8月～10月
- ・有明地域：2月～3月

4. 開催店舗、店舗数

- ・開催店舗は、各地域の「応援の店」を対象に募集すること。

※「応援の店」の店舗一覧は、県ホームページ「じざかなび福岡」を参照。

※「応援の店」認定店以外からフェア参加店を募ることは妨げない。

その場合は、フェア開催までに当該店舗を「応援の店」へ申請させること。

- ・開催店舗では、各地域の特産水産物を使用したメニューを作成、提供すること。
(テイクアウトメニューも可)
- ・開催店舗数は、各地域で10～20店舗程度、両地域を合計して40店舗以上とすること。



じざかなび福岡のQRコード

5. PRの実施

- ・各フェア情報(期間や店舗、提供メニュー、写真等)の記事、および各地域の特産水産物(豊築地域：ハモ、有明地域：福岡有明のり)の特集記事(例：漁場、加工現場の様子等)を作成すること。
- ・作成した記事は、ウェブサイト、SNS、情報誌を活用して情報発信すること。
- ・SNSでは広告機能を活用し、滞在中の観光客を積極的に誘客すること。
- ・「応援の店」の説明や、「ふくおかのお魚PRロゴマーク」※1情報も併せてPRすること。
- ・有明地域フェアでは、「福岡有明のりロゴマーク」※2情報も併せてPRすること。
- ・当該記事が掲載された情報誌は、発行後速やかに10部納品すること。



※1 ふくおかのお魚PRロゴマーク
(県産水産物をPRするためのシンボルマーク)



※2 福岡有明のりロゴマーク

6. フェア効果の把握

- ・来客者や、参加店舗へアンケート調査等を実施し、フェアの効果把握に努めること

③首都圏フェアの開催

1. 内容

- ・首都圏※でフェアを開催し、首都圏消費者を対象に県産水産物の PR、及び消費拡大を図る。
- ・フェア期間中は、開催店舗において県産水産物を使用したメニューを提供し、その内容を積極的に消費者に PR。

※首都圏：東京都及びその周辺地域

2. フェアに使用する水産物

- ・県が指定する水産物を利用すること。

3. 時期

- ・フェアの開催期間は、下記期間のうち約 1 ～ 2 カ月。
- ・令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月

4. 開催店舗、店舗数

- ・開催店舗では、県産水産物を使用したメニューを作成、提供すること。
(テイクアウトメニューも可)
- ・開催店舗数は、県が指定する 10 店舗以上とすること。

5. PR の実施

- ・各フェア情報（期間や店舗、提供メニュー、写真等）の記事を作成すること。
- ・ウェブサイト、SNS 等の媒体を活用して作成した記事を情報発信すること。
- ・SNS では広告機能を活用し、首都圏消費者を積極的に誘客すること。
- ・「応援の店」や「ふくおかのお魚 PR ロゴマーク」※の情報も併せて PR すること。



※1 ふくおかのお魚 PR ロゴマーク
(県産水産物を PR するためのシンボルマーク)

6. フェア効果の把握

- ・来客者や、参加店舗へアンケート調査等を実施し、フェアの効果把握に努めること。

7. 店舗へのサンプル提供

- ・フェア参加店から県産水産物の食材サンプルの希望があれば、提供すること。

※サンプル代及び郵送に係る経費はこの委託業務に含む。当経費として各店舗 1 万円を上限として充てること。ただし、フェア参加店からの希望がない場合、各店舗 1 万円を当経費として使い切る必要はない。